

石塚結選手後援会会則

第1章 総 則

第1条（名称）

本会は、「石塚結選手後援会」と称する。

第2条（目的）

本会は、石塚結選手のスキー競技活動全般を支援し、同選手が安心かつ安定して競技活動に専念しうる環境整備に協力するとともに、会員相互の親睦をはかり、我が国におけるスキー競技のイメージ向上と普及、選手人口の増加に寄与することを目的とする。

第3条（事業）

前条の目的を達成するため、本会は以下の事業を行う。

- (1) 石塚結選手のスキー競技活動及びこれに付随する活動全般の支援
- (2) 石塚結選手の広報及び宣伝活動
- (3) 石塚結選手及び本会会員相互の親睦及び交流をはかる事業
- (4) 石塚結選手のファン拡大及び本会への加入促進に関する事業
- (5) その他本会の目的達成に必要な事業

第4条（事務所）

本会は、本部事務所を理事会の決議した場所に設置する。

2. 本会は、別に定めるところにより、地区後援会を設置することができる。
地区後援会の会員は、本会の会員に限るものとする。

第5条（関連規程）

本会は、本会則のほか、運営細則、プライバシー・ポリシーその他の定め（以下、「関連規程」という）を規定することがある。これら関連規程はその名称如何にかかわらず本会則の一部を構成し、会員に適用される。

第6条（適用関係）

本会則の規定が関連規程の定めと矛盾する場合、関連規程に特段の定めのない限り、関連規程の定めが優先される。

第2章 会 員

第7条（会員資格）

本会の会員は、以下の条件を満たす個人、法人又は法人格なき社団とする。

- (1) 本会の目的に賛同する者
 - (2) 本会則を遵守する者
 - (3) 本会則に規定する入会手続を経た者
 - (4) 本会入会時点において、第41条（反社会的勢力の排除）に違反しないことを表明し、かつ将来にわたっても違反しない者
2. 本会会員資格の有効期間は、本会事業年度の1年間とする。事業年度中途に会員資格を取得した場合、当該会員資格の有効期間は、入会後初めて到来する本会事業年度の最終日までとする。
3. 前項にかかわらず、期間満了日の1か月前までに本会又は当該会員から書面による会員資格終了又は更新拒絶の申入れがない場合、同一条件で更に1年間更新され、その後も同様とする。
4. 前項の会員資格更新の際、会員は別途定める手続きにより、当該時点の出資口数を変更することができる。当該会員は、変更後の出資口数に相当する出資金額と当該時点の出資口数に相当する出資金額の差額について精算するものとし、上記精算金の追加振込み又は返金が完了した時点で、当該会員は変更後の出資口数に相当する会員資格を取得するものとする。
5. 前項により出資口数を変更した会員は、速やかにその旨を事務局に報告し、本会会員名簿の変更を申請する。

第8条（会員資格の区分）

会員の区分は、下記(1)乃至(3)のとおりとする。

- (1) 正会員：本会の活動に積極的に参加する個人
- (2) 法人会員：本会の活動を積極的に支援する法人又は法人格なき社団

第9条（入会手続）

本会への入会を希望する者（以下「入会希望者」という）は、本会の公式ホームページ上の「後援会入会申込フォーム」（以下、「入会申請フォーム」という）に必要事項を入力し、かつ必要書類を添付のうえ送信する方法により、入会申請を行う。

2. 本会理事会が、前項の入会申請を完了した入会希望者の入会を承認する旨決議し、かつ当該入会希望者が次条の入会金の支払を完了した時点で、当該入会希望者は本会会員の資格を取得する。
3. 前2項にかかわらず、石塚結選手とスポンサーシップ契約を締結した者は、当該契約に基づき所定のスポンサー料の支払いを完了した日をもって、何らの手続を要することなく当然に本会会員資格を取得する。
4. 前2項により会員資格を取得した者は、本会会員名簿に登録される。

第10条（入会金）

入会希望者は、前条1項の入会申請フォームに記入した口数の入会金を支払う。ただし、1口は金5,000円とし、当該入会希望者は自己の希望する会員区分に応じて、以下の口数を納入するものとする。但し、前条3項により本会会員資格を取得した場合、この限りでない。

(1) 正会員：1口以上

(2) 法人会員：20口以上

2. 前項の入会金は、本会事務局が指定する支払日までに、本会の事務局が指定する預貯金口座に振り込む方法で支払う。振込手数料は、当該入会希望者の負担とする。

第11条（スポンサーシップ契約）

本会則9条1項2項により本会会員資格を取得した個人又は法人は、特段の意思表示をすることなく、当然に石塚結選手とスポンサーシップ契約を締結したものとみなす。この場合、当該会員は、第26条（年会費）1項の年会費の納入をもって、当該事業年度のスポンサー料を支払ったものとみなす。

2. 本会則9条3項により会員資格を取得した会員は、スポンサーシップ契約を更新又は新規締結した場合（以下、両者併せて「新契約」と総称する）、当該新契約に基づき所定のスポンサー料の支払いを完了した日をもって、当該年度の年会費を納付したものとみなす。

3. 本会則第9条3項により会員資格を取得した会員は、当該スポンサー契約が解約、解除、期間満了その他の事由により終了した場合、特段の手続を要することなく当然に本会を脱退するものとする。

第12条（会員の権利及び特典）

会員は、以下の権利及び特典を有する。ただし、第9条3項により本会会員名簿に登録されていない場合、当該会員は以下の権利又は特典を行使できない。

- (1) 会員限定のイベント、親睦会その他本会の特別イベントへの参加
- (2) 会員限定の情報サイトへのアクセス権行使
- (3) 会員限定のグッズ等の購入
- (4) その他理事会が認めた権利又は特典

第13条（会員の義務及び禁止事項）

会員は、以下の各号に定める事項を行う場合、事前又は事後速やかに書面をもって本会に通知しなければならない。

- (1) 合併、会社分割、株式交換、株式移転等の組織に関する重大な変更

- (2) 事業の全部又は一部の譲渡
 - (3) 株主を全議決権の 3 分の 1 を超えて変動させる等、支配権に実質的な変動を生じさせる行為
 - (4) 商号、本店所在地又は住所、連絡先（電話番号、FAX 番号、メールアドレス等）、代表者等の変更
2. 会員は、以下の各号に該当する行為を行ってはならない。
- (1) 法令、規則、条例又は各種ガイドラインに違反する行為
 - (2) 犯罪行為
 - (3) 人権を侵害する行為又は特定の個人や団体への誹謗中傷、暴言、差別的な発言若しくは行動。なお、法令違反の有無は問わない。
 - (4) 石塚結選手、他の会員、本会の役員その他本会関係者に対する種々のハラスメント行為
 - (5) 石塚結選手、他の会員、本会の役員その他本会関係者の生活の平穏並びに健全な社会活動、社会的信用その他法的に保護されるべき正当な利益を侵害する行為
 - (6) 本会則又は関連規程に違反する行為
 - (7) 石塚結選手、他の会員、本会の役員その他本会関係者の正当な活動及び業務を、暴力、威力、偽計等の不当な手段によって妨害する行為
 - (8) 本会則及び関連規程に基づく会員の権利義務を、第三者に譲渡する行為

第 3 章 組 織

第 14 条（役員）

本会には以下の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 1名

第 15 条（役員の選出）

理事及び監事は、総会で本会会員（但し、自然人に限る。）の中から選出される。

2. 会長及び副会長は、理事の中から互選する。

第 16 条（役員の任期）

役員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

2. 前項に関し、補充選任された者の任期は、他の役員の任期の残存期間と同一とする。

第 17 条（役員の報酬）

役員の報酬は、総会の決議により決定する。

第 18 条（会長、副会長、理事、監事）

会長は本会を代表し、本会の運営全般を統括する。

2. 副会長は会長を補佐し、病気療養、事故その他の事由により会長が職務を執行できない場合又は会長が存在しない場合、会長の職務を代行する
3. 理事は、本会の活動方針及び会務運営に関する重要事項を決定する。
4. 監事は、本会の事業及び会計を監査する。

第 19 条（顧問、相談役）

本会には顧問又は相談役（以下、本条において「顧問等」という）を置くことができるものとし、理事会がこれを選任及び委嘱し、かつ解嘱する。

2. 顧問等は、石塚結選手の競技活動及び本会の運営全般に対する助言を行う。
3. 顧問等の任期は 1 年とする。なお、左記の期間満了の 3 か月前までに、本会が顧問等に対し、書面にて再委嘱しない旨の通知をした場合を除き、顧問等の任期は同一条件で更に 1 年間更新され、その後も同様とする。
4. 顧問等に対する報酬は、総会の決議により決定する。

第 20 条（事務局）

本会には事務局を置き、理事会の決議に従い、本会の運営に関する日常的な業務を行う。

2. 会長は副会長の同意を得て、事務局長及び事務局次長の選任及び解任を行う。なお、事務局長及び事務局次長は、理事の中から選任しなければならない。
3. 事務局長は、事務局次長の同意を得て、必要に応じて事務局幹事若干名を任命し、かつ解任することができるものとする。
4. 事務局長は事務局の業務全般を統括し、事務局次長はその補佐をする。事務局幹事は、事務局長及び事務局次長の指示に従い、本会の運営に関する日常的な庶務一般を行う。
5. 事務局長、事務局次長及び事務局幹事の報酬は、総会の決議により決定する。

第 4 章 会 議

第 21 条（総会）

本会は毎事業年度終了日の翌日から起算して3か月以内に、総会を開く。ただし、総出資金額の10分の1以上から、会議の目的たる事項を示して請求があるときは、臨時総会を開くものとする。

2. 総会は、理事会の決議を経て会長が招集する。

3. 総会は、次の各号に定める事項を審議する。

- (1) 本会の運営に関する重要事項
 - (2) 役員の選任及び解任
 - (3) 役員、顧問及び相談役並びに事務局長、事務局次長及び事務局幹事の報酬
 - (4) 関連規程の作成及び変更
 - (5) 会則の変更
 - (6) 予算の決議、決算及び事業計画等の承認並びにこれに付随する一切の事項
 - (7) 入会金及び年会費の決定並びに変更
 - (8) 本部事務所及び地区後援会の設置、変更並びに閉鎖に関する事項
 - (9) その他本会則の規定により総会の審議に付された事項
 - (10) その他理事会において総会の審議に付すことを相当と認めた事項
4. 本会は、毎事業年度開始日時点の会員名簿に記載又は記録された議決権を有する会員をもって、当該事業年度に関する定時総会において権利行使することができる。
5. 会員は、二口につき一個の議決権を有する。なお、小数点以下の端数が生じた場合、切り捨てる。
6. 総会は、当該総会において議決権行使することができる会員の議決権の過半数を有する会員が出席しなければ、開会することができない。
7. 総会の議長は会長があたり、会長が病気療養、事故その他の事情で職務を履行できないとき又は会長が存在しない場合は、理事会であらかじめ定めた順序により、副会長がこれにあたる。
8. 総会における議決は、本会則に定めがある場合を除き、出席会員の議決権の3分の1をもって行う。可否同数のときは、議長の決するところによる。

第22条（議決権の代理行使）

会員は、総会の議決権を有する他の会員、理事長、事務局長の1名を代理人として、議決権行使することができる。なお、議決権を有する会員が法人である場合、その使用人に議決権の行使を委任することができる。

2. 会員が議決権の行使を委任する場合、総会ごとにその代理権を証明する書面を本会に提出しなければならない。

第23条（書面による議決権行使）

書面による議決権の行使は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、当該総会の3日前までに当該記載をした議決権行使書面を本会に提出して行う。

第24条（議事録）

総会における議事の経過の要領及びその結果並びに法令の定める事項については、議事録に記載又は記録する。議事録は、電磁的記録をもって作成することができるものとする。

2. 議事録は、総会の日から5年間事務局に備え置かなければならない。

第25条（理事会）

会長、副会長及び理事をもって理事会を構成する。

2. 理事会は、会長が必要に応じてこれを招集する。
3. 理事会は、本会則に定めるもののほか、次の各号に定める事項を審議する。
 - (1) 事業の計画及び実施の方針に関する事項
 - (2) 地区後援会の設置に関する事項
 - (3) 事務局の主要な人事に関する事項
 - (4) 顧問又は相談役の選任、委嘱及び解嘱
 - (5) 総会、理事会の招集に関する事項
 - (6) 予算及び決算に関する事項
 - (7) 重要な資産の管理処分、契約締結及び終了に関する事項
 - (8) 本会則の規定により理事会の審議に付された事項
 - (9) その他本会の運営について重要な事項
4. 理事は、一名につき一個の議決権を有する。
5. 理事会は、理事総数の2分の1以上が出席しなければ、開会することができない。
6. 理事会の議長は会長がこれをつとめるものとし、その議決は、出席者の過半数をもって定める。可否同数のときは、議長の決するところによる。
7. 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

第5章 財務

第26条（年会費）

会員は、毎年9月末日限り、以下の区分に従い翌事業年度の年会費を納入するものとする。

- (1) 正会員：1口あたり5,000円に当該会員の総保有口数を乗じた金額
- (2) 法人会員：1口あたり10万円に当該会員の総保有口数を乗じた金額

2. 前項に関し、1年に満たない期間の年会費については、当該事業年度の日割り計算によるものとし、100円未満の端数は切り捨てる。

第 27 条（資産）

本会の資産は、次のものからなる。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) その他の収入

2. 本会の経費は、前項の資産をもって支弁する。

第 28 条（管理）

本会の資産は、理事会の定める方法により、事務局長が管理する。

第 29 条（予算）

事務局長は予算案を作成し、理事会に報告しなければならない。

- 2. 予算案は、理事会の審議後、総会決議により、事業年度開始前までに予算として決定しなければならない。
- 3. 事務局長は、必要がある場合、予算の補正案を作成して理事会に提出しなければならない。予算の補正案は、理事会の審議後、総会決議により決定する。
- 4. 予算は、総会の承認を得て、次年度に繰り越すことができる。

第 30 条（決算）

事業年度終了後、事務局長は、当該年度の予算の執行結果をとりまとめ、決算報告書、財務諸表その他の会計書類を作成し、理事会に報告しなければならない。

- 2. 前項の会計書類は、理事会の審議を経て、総会の承認を受けなければならない。

第 31 条（事業年度）

本会の事業年度は、毎年9月1日より始まり翌年8月31に終わる。

第 6 章 退 会

第 32 条（退会）

会員は、別に定めるところにより、いつでも退会することができる。

- 2. 本会を退会した場合、当該会員は特段の手続を要することなく、当然に石塚結選手と締結したスポンサー契約も終了するものとする。

第7章 懲 戒

第33条（懲戒）

会員が、法令、規則、条例、各種ガイドライン、本会則又は関連規程に違反したときは、会長の命により、本会事務局は当該会員に対し懲戒の措置を行う。

2. 前項の懲戒は、注意、指導、資格停止又は除籍の処分とする。

第34条（注意、指導、活動停止、除籍）

前条2項の注意、指導、資格停止又は除籍は、以下のとおりとする。

(1) 注意

口頭で非違行為の是正を促す。

(2) 指導

誓約書の提出を指示し、非違行為の是正を指導する。

(3) 資格停止

誓約書の提出を指示し、第12条に規定する会員の権利及び特典の享受を停止する。

(4) 除籍

会員としての身分が抹消され、本会への参加資格一切を喪失する。

第35条（懲戒事由）

会員が次の各号の一以上に該当する場合、本会はその程度に応じて、当該会員に対し、注意、指導、資格停止又は除籍処分をすることができる。

(1) 本会則に定める年会費を支払わず、その未払が2年分に達したとき。

(2) 事務局からの再三の連絡にもかかわらず、正当な理由なく長期にわたり連絡がとれず、又は事務局からの通知が到達しない場合。

(3) 刑罰法規の適用を受け、又は刑罰法規の適用を受けることが明らかとなつたとき。

(4) 重要な事実を偽って第9条2項の理事会承認を得たとき、又は重大な虚偽の届出若しくは申告を行ったとき。

(5) 正当な理由なく本会の注意、指導又は本会の管理運営上必要な指示に従わず、本会の秩序を乱し又はそのおそれを生ぜしめたとき。

(6) 石塚結選手、他の会員、本会の役員その他本会の関係者（以下、「本会関係者」と総称する）に対する暴力、暴言、誹謗中傷、虚偽の風説の流布その他の問題行動により、本会内の秩序を乱し、本会の社会的信用を棄損又はそのおそれを創出する等、本会の正常な活動に支障を与え、又はそのおそれを創出したとき。

(7) 自己の責めに帰すべき事由により、本会に重大な損害を与えたとき。

- (8) 軽微な非違行為又は本会則若しくは関連規程の違反であっても、再三の注意又は指導を受けたにもかかわらず、改悛、向上又は改善の見込みがないとき。
- (9) 前条に定める注意、指導を再三にわたって受けたにもかかわらず、なお改善の見込みがないとき。
- (10) 本会関係者の秘密情報、個人情報その他の重要な情報を漏洩し、又は漏洩しようとしたとき。
- (11) その他本会則又は関連規程に違反し、その程度又は態様が悪質であると認められるとき。

第 36 条（懲戒の手続き）

本会は、会員による前条の懲戒事由を知り得たときは、速やかに事実確認及びその会員に対する事情聴取を行う。

- 2. 前項の事情聴取は、理事会が行うものとし、当該会員に自己を防御し、弁明をする機会を十分に与えるよう配慮しなければならない。ただし、懲戒処分の対象となりうる行為の態様が軽微な場合、理事会の一部の構成員に対し、事情聴取を行わせることができる。
- 3. 前項に関し、当該会員が正当な理由なく理事会（事情聴取を一部の構成員に委任した場合はその構成員）による事情聴取に応じない場合又は自己に有利な証拠を提出する等の防御をしない場合には、その機会を自ら放棄したものとみなすことができる。
- 4. 前3項を踏まえ、理事会が第33条の懲戒処分を相当と判断した場合には、事務局は会長の命に従い、当該会員に対し、処分の内容、その根拠となる事実の認定、処分の相当性に関する判断を記載した通知書を適宜の方法で交付する。但し、第34条(1)又は同(2)に該当する処分を相当とする場合であり、かつ当該懲戒処分の対象となる行為の態様の程度が軽微である場合、事務局は通知書の交付を省略することができる。
- 5. 本条1項2項の調査及び前項の処分決定までの前置措置として必要があると認めるときは、理事会は当該会員に対し、第12条に規定する会員の権利及び特典の享受並びに本会への参加を停止することができる。

第 8 章 その他

第 37 条（損害賠償）

会員が本会則又は関連規程の定めに違反し、本会関係者又はそれ以外の第三者に損害を与えた場合、自己の責任と負担によりこれを解決するものとし、本

会又は本会関係者に対し何ら迷惑、負担をさせず、損害の賠償等も請求しないものとする。

2. 前項の場合、本会は当該会員に対し、自己の被った損害の賠償を求めることができる。

第38条（免責）

本会の活動又はイベントに参加中の事故により、会員が生命身体又は財産上の損害を被った場合、会員が自己に帰属する秘密情報を開示したことによりその会員が損害を被った場合又は本会の運営が終了したことにより会員が損害を被った場合、その損害は当該会員自身が負担し、本会及び本会関係者は、何らの責任も負わないものとする。ただし、その損害の発生について、本会又は本会関係者に、故意又は重過失が存在する場合はこの限りでない。

第39条（秘密保持）

会員は、以下の各情報（以下、「秘密情報」という）を善良なる管理者の注意をもって管理し、本会在籍中のみならず、会員資格を喪失した後もこれを第三者に漏洩してはならず、かつ、本会における活動以外の目的に使用してはならない。

(1) 本会関係者が会員に対し、秘密であることを明示して開示した情報

(2) 本会における活動中、会員により創出された情報

2. 前項に関わらず、次の各号に該当する情報は秘密情報には該当しないものとする。

(1) 開示を受けた際、既に自己が保有していた情報。

(2) 開示を受けた際、既に公知となっていた情報。

(3) 開示を受けた後、自己の責めによらずに公知となった情報。

(4) 正当な権限を有する第三者から適法に取得した情報。

(5) 相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していた情報。

3. 会員は、秘密情報を開示した者（以下、「秘密情報開示者」という）の事前の書面による承諾がない限り、その秘密情報について複写、複製、改変等を行ってはならない。この場合、複写、複製、改変等された秘密情報も、本条1項の「秘密情報」に含まれるものとする。

4. 会員は、会員資格喪失後又は秘密情報開示者からの要請があったときは、開示、提供された秘密情報のうち返還可能なものについてはその原本及び複製物の一切を速やかに返還し、返還不能なものについては、秘密情報開示者の承諾を得て廃棄、消去等必要な措置を講じなければならない。

5. 本条は、会員が本会会員資格を喪失してもなお、その効力を有するものとする。

第 40 条（個人情報の取扱い）

本会は、会員の個人情報を、本会の企画及び運営に必要な限度で、個人情報の保護に関する法律、その関係法令及び本会の定めるプライバシー保護に関する関連規程に基づき、適切に取り扱う。

第 41 条（反社会的勢力の排除）

会員は、本会の入会審査通過時点において、自己が暴力団・暴力団員・暴力団準構成員・総会屋・社会運動標榜ゴロ・特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下、「反社会的勢力」と総称する）ではないこと、及び以下の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- (1) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。
 - (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (3) 自己が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 会員は、自ら又は第三者を利用して以下の各号の行為をしないことを確約する。
- (1) 暴力的な要求行為。
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為。
 - (5) その他前各号に準ずる行為。
3. 理事会は、会員が前 2 項に定める表明・確約に違反した場合には、何らの通知催告を要することなく除籍することができる。
4. 本会は、前項に基づき会員を除籍した場合、会員に対する何らの損害賠償義務を負わず、又会員の除籍により本会に生じた損害につき、会員に損害賠償を請求できる。

第 42 条（本会則の変更）

- 本会は、本会則の全部又は一部を変更することができる。
2. 本会が本会則の変更を行う場合は、変更前に会員に通知し、又は本会のホームページ上に掲載する等、適宜の方法により会員に周知するものとする。

3. 本会則の変更の周知後に会員が本会の活動に参加した場合、又は相当の期間内に会員が脱退の手続をとらなかった場合、当該会員は、本会則の変更に同意したものとみなす。

第 43 条（準拠法）

本会則及び関連規程の準拠法は、日本法とする。

第 44 条（合意管轄）

本会則に起因又は関連する一切の紛争は、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 45 条（協議事項）

本会則に定めのない事項又はその解釈に疑義が生じた事項については、会員は本会と誠意をもって協議し、解決するよう努めるものとする。

第 46 条（施行日）

本会則は、令和 7 年 11 月 1 日より効力を発生するものとする。

令和 7 年 11 月 29 日制定